

# 香川県建築行政マネジメント計画

～香川県建築物安全安心実施計画(第3期)補正版～

平成23年3月

香川県

## 香川県建築行政マネジメント計画 目次

<b>第Ⅰ章</b>	基本的な考え方	p3
1.	計画の背景・経緯	p3
2.	計画の目的	p3
3.	計画の位置づけ・計画期間	p3
4.	計画の対象範囲	p4
5.	計画の公表等	p4
6.	推進計画書の位置付け	p4
<b>第Ⅱ章</b>	課題別の取り組み	p5
1.	建築確認・検査の円滑かつ適確な運用	p5
(1)	法改正への対応と建築確認手続の円滑かつ適確な運用	p5
(2)	中間検査及び完了検査の徹底	p6
2.	工事監理業務の適正化とその徹底	p7
3.	指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底	p8
(1)	指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底	p8
(2)	建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	p9
4.	違反建築物対策の総合的な推進等	p9
(1)	違反建築物対策の徹底	p9
(2)	違法設置昇降機への対応の徹底	p10
5.	建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保	p10
(1)	定期報告制度の適確な運用	p10
(2)	耐震診断・耐震改修の促進	p11
(3)	建築物に係るアスベスト対策の推進	p12
(4)	既存不適格建築物等への取組み	p12
(5)	その他既存建築物等への取組み	p12
6.	事故・災害時の対応	p13
(1)	事故対応	p13
(2)	災害発生時の対応	p13
7.	消費者に対する積極的な情報提供、普及啓発	p14

8. 業務執行体制の整備	p15
(1) 内部組織の執行体制	P15
(2) データベースの整備・活用	p15
<b>第Ⅲ章 課題別施策の重点実施目標</b>	p16
1) 短期的目標	p16
2) 中期的目標	p17
3) 継続的目標	p18

巻末 香川県建築物安全安心推進協議会運営要領

## 第 I 章 基本的な考え方

### 1. 計画の背景・経緯

平成10年6月の建築基準法改正（規制緩和等に伴う改正）を機に、建築規制の実効性を確保するため、国において行政機関と建築関係団体が協力して各種の施策を総合的に推進し、建築物の安全性等を確保するシステムを再構築しようという方針のもと、「建築物安全安心推進計画」が策定された。

これを受け、香川県では、関係各機関との連携を図るため香川県建築物安全安心推進協議会を設立し、この協議会で建築規制の実効性を確保するための指針となる「香川県建築物安全安心実施計画」（第1期；平成11年度～平成13年度、第2期；平成14年度～平成16年度、第3期；平成21年度～平成25年度）を策定し、これらに基づき建築行政に関する諸施策を重点的に実施しているところである。

その後、平成22年3月29日に、建築確認審査の迅速化及び申請図書の見直し等の観点から、建築確認手続き等の運用改善として建築基準法施行規則及び関係告示の改正が公布され、同年6月1日付けで施行された。

また、建築行政においては、円滑な経済活動の確保を前提としつつ建築物の安全性を確保するための更なる取組みが求められていることから、同年5月には、国において「建築行政マネジメント計画策定指針」（以下「国の指針」という）が制定され、特定行政庁において「建築行政マネジメント計画」を策定するよう技術的助言が発出されたことを受け、本計画を策定する。

### 2. 計画の目的

建築物の安全性を確保するため、特定行政庁が中心となって、指定確認検査機関や消防等の関係機関、建築関係団体と連携し、建築行政の適確な執行に必要な目標を設定するとともに、講じる施策を明確にしたうえで重点的に取り組み、その結果を検証することを目的とする。

### 3. 計画の位置づけ・計画期間

現在、香川県建築物安全安心実施計画（第3期）の計画期間中であるため、今回この計画に、建築行政の適確な執行に必要な目標や施策を追加し、これを「香川県建築行政マネジメント計画」（以下「マネジメント計画」という。）として位置づける。

なお、関係機関からなる「香川県建築物安全安心推進協議会」（以下「協議会」という。）はそのまま存続し、第2期マネジメント計画から「建築行政マネジメント計画推進協議会」に移行する。

また、計画期間としては、現在の実施計画では平成21年度から平成25年度となっているが、これを1年延長し、平成21年度から平成26年度までとする。

#### **4. 計画の対象範囲**

本計画は、従来の建築基準法に係る内容のほか、建築士法、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定された、建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

#### **5. 計画の公表等**

本計画は、県民に広く公表し、その取組み内容について理解と協力を求めるものとする。具体的には、ホームページで公表するとともに、建築関係団体等を通じ、関係者へ周知するものとする。

#### **6. 推進計画書の位置付け**

平成 22 年 6 月の建築確認手続き等の運用改善に係る規則等の改正時に策定した「香川県建築行政マネジメント計画推進計画書」は、本計画の下位計画として位置づけ、内容の検証や取組み施策の見直しについて、本計画に準じて実施する。

## 第Ⅱ章 課題別の取り組み

### 1. 建築確認・検査の円滑かつ適確な運用

#### (1) 法改正への対応と建築確認・検査の円滑かつ適確な運用

平成19年6月20日施行の改正建築基準法により、構造計算適合性判定制度の創設、中間検査の見直し、審査指針の策定、罰則規定の強化など、おおむね規制を強化する形で、建築確認制度の全体的な見直しが行われた。

これらの改正施行に伴い、一時、建築確認手続の運用に混乱が生じ、建築工事着工件数の低下等、一部社会問題となった。

これを受け、建築確認手続の運用改善について、平成22年3月29日に建築基準法施行規則の一部を改正する省令及び関係告示が公布され、6月1日から施行されることとなった。

本県でも、平成19年の改正法施行に前後して、事前協議制度を創設するとともに、改正内容について、ホームページや説明会等で広く周知を行い、また、平成22年6月の運用改善の際には、「香川県建築行政マネジメント計画推進計画書」を策定するなど、建築確認手続が円滑に行えるよう取組みを図ってきたが、引き続き、検査を含めた建築確認手続を総合的に見直す等、制度の円滑かつ適確な運用ができるよう、必要な施策を実施する。

#### 施策

1. 建築確認の事前協議制度は、確認手続きの円滑化に一定の効果があったが、一方でこの制度に依存し、内容の不十分な建築確認申請を行っている設計者が見られるという弊害も生じている。また、平成22年の運用改善において、確認申請書について一定の内容修正が可能になったことにより、「確認申請書提出後の内容修正が不可能であるため、申請前に十分な内容協議を行う」という制度創設当初の目的は一定の役割を終えつつあるものと考えられる。このため、確認手続上の様々な課題を整理し、制度のあり方を見直す。

また、確認手続の円滑化を図るため、申請書作成要領や記載例を作成するとともに、同じ間違いを繰り返す設計者に対しては、その内容を十分理解してもらうための指導方法を具体的に検討する。

2. 建築確認手続の円滑化のためには、建築士等に対してその内容を十分に周知徹底することが重要であることから、今後も、定期的な説明会の開催や、ホームページ、建築士会会報での周知など、様々な方法を用い、周知徹底に努める。

また、現状では、確認申請率がほぼ100%であることに比べ検査の申請率が低いことが、建築主の、中間・完了検査が確認申請と同様に重要であるという認識が低いことも原因の一つと考えられる。このため、特に検査の重要性について周知徹底を行う。

3. 建築確認申請時の負担を軽減するため、審査指針に対応したチェックリストを作成する。
4. 県内で業務を行う指定確認検査機関に対し、適正な確認検査業務が図られるよう、必要な情報提供や指導を行う。また、引き続き、「香川県建築行政連絡会議」（以下「行政連絡会議」という。）において、審査上の問題点の洗い出しや運用改善のための検討を行う。

5. 個人住宅等の小規模建築物については、建築基準法第6条の3の規定により設計者に責任が課されており、また、大規模建築物と比較して適用規定も限定されていることから、申請者側の負担を軽減し、建築確認手続の更なる円滑化を図るため、定型化された申請書作成例及び自主チェックリストを作成する。

6. 2. 及び5. を受け、建築士の法規定や諸手続に関する知識の向上を図るため、建築関係団体等と連携して講習会を開催するとともに、ホームページ等に情報を掲載するなどの支援を実施する。

なお、特定行政庁は、建築士法第22条の4第5項及び第27条の2第3項に規定する業務を円滑に実施させるため、(社)香川県建築士会及び(社)香川県建築士事務所協会に必要な情報を提供し、その活動を支援する。

7. 法改正による審査・検査の厳格化や、内容の見直しに対応するため、研修会への積極的な参加や内部研修の実施等による審査技術の向上、業務量に見合う適切な人員配置等を勘案し、審査・検査体制の整備に努める。

なお、審査技術の向上に関しては、県下特定行政庁・指定確認検査機関も含めた審査研修や1級建築士の直近の合格者を講師とした勉強会の実施を行う。

また、「香川県建築物安全安心データベースシステム」(以下「システム」という。)を活用した定型化が可能な事務処理の自動化、審査状況の一元管理等の事務の効率化により、更なる審査期間の短縮を図る。

8. 協議会や行政連絡会議等を通じて法の運用に関する問題点と対応方策について引き続き情報交換や協議・検討を行い、必要に応じ、協働して国に対し法改正等の働きかけを行う。

9. 法解釈等の運用については、県の内規の整理や日本建築行政会議、中四国ブロック会議での検討結果をデータベース化し、統一的な運用が可能となるよう情報の共有化を行う。また、将来的には県下行政庁や指定確認検査機関とも調整を行い、一定の県の内規の公開について検討する。

## (2) 中間検査及び完了検査の徹底

中間検査については、平成19年6月20日の法改正により3階建て以上の鉄筋コンクリート造共同住宅が対象とされた。また、本県では、平成14年度から特定工程として在来軸組工法の木造住宅の中間検査を指定しているが、指定から5年が経過した平成19年度に検査状況等を勘案した結果、引き続き実施することとした。

完了検査については、検査率は年々向上してきているものの、更なる向上を目指し取り組む必要がある。

今後の取組みとしては、引き続き、建築主に中間検査及び完了検査の重要性を周知し検査率の向上を図るとともに、特に工事監理状況の把握に努め、適確な指導を行う。

## 施策

1. 平成19年の法改正を受け、香川県では、地上10階建て以上の鉄筋コンクリート造共同住宅について10階の床及びはりの配筋工事を、また、高松市では3階建て以上の鉄筋コンクリート造共同住宅について屋根を構成する部材及びこれを支持する梁の配筋工事を特定工程として指定することにより中間検査を義務付け、より一層の安全性の確保に努めている。
2. 検査の円滑化を図るため、現在の検査方法と審査指針に基づく検査内容について検討を行う。また、検査申請書の添付図書等の明示化等を図る。
3. 中間検査や完了検査の未申請物件については、工事監理者に加え、建築主等へも直接督促すること等により、検査率の更なる向上を図る。督促処理については、システムを活用した検査予定日や完了予定日からの対象物件自動抽出等により、効率化を図る。  
なお、審査機関と検査機関が異なるなど複数の機関に係る物件の把握や督促方法については、関係者間で協議検討する。
4. 特定行政庁や指定確認検査機関は着工前の建築計画時の確認（建築確認）と工事完了時の検査（完了検査）を行い、また、工事監理者は、工事中の適切な監理により設計図書どおりの施工が行われることを担保するという責任分担の観点から、検査方法の検討を行う。  
具体的には、規模や用途に応じた検査申請書第四面の確認方法や現場検査方法等について、効果的、かつ、工事監理者にとって負担の少ない検査マニュアルを策定する。また、検査時には工事監理の状況説明を求めるため工事監理者の立ち会いの義務付けを検討する。
5. 県工事の発注において、入札参加資格要件の1つである「施工実績」に民間建築物を挙げる場合には、検査済証の写しの提出を義務付けている。これと同様に、県内の地方公共団体の工事発注や、各種認定・補助制度等においても検査済証の写し提出の必要条件化への働きかけを行う。
6. 他部局の許認可や届出、補助制度等において、検査済証の提示を要件とするような制度改正の働きかけを行う。また、福祉関係施設の開設等に当たっては、確認申請や用途変更等の手続を要する場合があることから、関係部局に対しても完了検査の重要性の啓発を依頼する。
7. 検査済証交付率を目標として設定し、交付率の向上を図る（第3章参照）。目標値については、これまでの実績の分析結果と今後の特定行政庁や指定確認検査機関の取組方針を踏まえ設定するものとし、必要に応じて見直しを行う。

## 2. 工事監理業務の適正化とその徹底

建築物の法令適合性や安全性の確保のためには適正な工事監理が最重要であることから、建築主に対し、工事監理の重要性について広く周知啓発を図る。また建築士に対しては、改正建築士法に基づく設計や工事監理における重要事項説明、書面による契約等の規定の周知を徹底する。

## 施策

1. 適切な工事監理は、法令適合性や建築物の資産価値を担保するための有効な方策となることから、建築確認手続時に、建築主に対して工事監理制度の重要性についての啓発文書を配布し、工事監理者の選任を促す。また、契約書の様式や必要事項等についても、県のホームページへの掲載等により周知を図る。
2. 建築士法第24条の7の規定による重要事項説明、第24条の8の規定による設計又は工事監理受託契約に係る書面交付義務及び第20条第3項の規定による工事監理報告書の提出は、すべて法律に義務付けられていることから、その重要性を県のホームページに掲載するとともに、(社)香川県建築士会、(社)香川県建築士事務所協会と連携し、パンフレットの配布や講習会の開催を行う。
3. 中間検査や完了検査に対し、受検意識の低い設計者に対しては、工事監理の内容等について報告を求めるなど重点的な指導を行う。
4. 特定行政庁は、建築士の工事監理技術の向上を図るため、建築関係団体と連携を図りつつ国の工事監理ガイドライン等を活用し具体的な工事監理の要領についてホームページや講習会等を通して周知を行う。

### **3. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底**

#### **(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底**

県が指定している確認検査機関は(株)香川県建築住宅センターの1機関のみであり、現時点で実施している立入検査等においては、確認審査・検査における特段の問題は見つかっていないが、今後も、指定確認検査機関等による適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定の実施を図るため、特定行政庁による指導・監督を徹底する。

## 施策

1. 引き続き知事指定の確認検査機関への立入指導を原則として年1回実施し、必要に応じ追加する。また、立入指導の必要人員の確保や、担当区域ごとのきめ細かな指導を行うため、高松市と合同で行う。その際は確認申請書の抜き取り検査を実施し、審査状況について詳細なチェックを行う。
2. 「指定確認検査機関立入検査要領」及び「香川県指定確認検査機関監督処分基準」について、国の基準等を参考に策定及び見直しを行う。また、処分の公表についてのフローも併せて定める。
3. 処分を行う場合は、建築基準適合判定資格者の処分と連動することがあるため、速やかに国土交通省四国地方整備局へ情報を提供する。

## (2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

適切な設計及び工事監理を通じた建築物の安全性確保のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。

### 施策

1. 建築士法第27条の2第3項第1号に規定する指導・勧告や建築主からの苦情解決業務を円滑に実施するため、特定行政庁は、(社)香川県建築士事務所協会に必要な情報を提供し支援する。
2. 建築基準法等の関係法令を含む重点指導項目を設定し、引き続き建築士事務所への立入指導を実施する。なお、適宜高松市と連携して行う。
3. 建築士定期講習の受講率向上のため、県や関係団体のホームページによる情報提供の他、さらに有効な周知方法について検討を行う。
4. 建築士事務所の業務報告書提出を徹底させるため、引き続き未提出の事務所への立入による重点指導等を行うとともに、今後、閲覧時の利便性に資する業務報告書のデータベース化を図る。
5. 建築士の定期講習受講を徹底させるため受講状況の把握方法について検討する。

## 4. 違反建築物対策の総合的な推進等

### (1) 違反建築物対策の徹底

近年の、雑居ビルや個室ビデオ店、福祉施設等における火災の発生等を契機として、用途変更に伴い必要となる諸手続や法令適合性確認の重要性、他部局での申請等手続時における対象物件の把握方法などを中心に、警察、消防、福祉部局等の関係機関と連携した総合的な違反建築物対策の重要性が改めて認識されたところであり、合同査察等の計画的実施による予防・是正措置の強化を図り、違反建築物の防止に努める。

また、これらの実効性を高めるため、違反建築物や建築士、改善指導の経過等の情報把握についても、関係機関との連携を強化し、情報の共有化を図る等適切に対応できる体制を確立する。

### 施策

1. 関係機関とも連携し、違反建築物に関する県内一斉パトロールによる建築基準法違反・建築士法違反等の摘発及び是正に努め、パトロールは、従来の年1回から年2回以上とする。
2. 特に違反状態にある用途変更を頻繁に行う雑居ビルやグループホーム等の小規模福祉施設等については、「香川県雑居ビル等防火安全対策連絡会議」等を通じ、合同の立入指導を行い、建築物の所有者等に対し違反状態の是正指導を行うとともに定期的にフォローアップを行う。
3. 違反建築物の是正指導について、定型かつ円滑に手続を進められるよう違反建築物

対応マニュアルを策定する。

4. 違反建築物について処分の定型化を図るため、個別の事例についてデータベース化を図る。
5. 建築基準法第9条の命令案件となる違反建築物に関与した建設業法や宅建業法等に係る業者については、香川県建築物安全安心推進協議会を活用し情報提供を行う。

## (2) 違法設置昇降機への対応の徹底

確認申請等の手続がなされていない違法設置エレベーターについては、情報提供を呼びかけるとともに、関係機関との連携を行い、対応の徹底を図る。

## 施策

1. 違法設置エレベーターに関する情報の受付窓口を設置し、情報の入手に努める。
2. 情報を入手した場合は、労働基準監督署と必要な情報交換を行うとともに、直ちに立入指導等を実施し、法第12条に基づく状況報告を求める。

## 5. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

### (1) 定期報告制度の適確な運用

定期報告制度については、既存建築物等の適正な維持保全と事件・事故の発生防止を図るため、平成17年以降下記の法及び省令改正が行われた。

■建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法の一部を改正する法律(H17年施行)

- 1) 定期報告制度の充実強化
  - 調査報告をした建築士等からの報告徴収
  - 定期報告の履歴等の閲覧制度
  - 国等の建築物に定期点検の義務化

- 2) 立入検査の権限強化
- 3) 罰則の強化

■建築基準法施行規則の一部を改正する省令(H20.4.1施行)

- 1) 調査項目、方法及び結果の判断基準を国土交通大臣が規定、項目の詳細化
- 2) 報告書に調査結果表の追加添付

既存建築物等に関する課題としては、維持管理上の問題による事件・事故等が後を絶たないことから、有効な対策として、定期報告の徹底により維持管理状況や不適格事項を把握し、安全対策や違反事項の是正に活用する。

現状では、報告率が十分ではないため、引き続き建築物の所有者、管理者に対し、定期報告制度の重要性について周知徹底を図る。

## 施策

1. 報告率の向上を図るため、建築物等の所有者、管理者に対し、建築確認手続等や報告時期にあわせて定期報告制度の重要性を啓発する周知文書の送付や個別訪問を実施し、制度の周知徹底に努める。
2. (社)香川県建築士会、(社)香川県建築士事務所協会等の建築関係団体と連携し、建築士等定期報告を行う有資格者に対し、講習会等により制度の周知徹底を図る。
3. 督促処理等の業務の自動化及び報告書や報告履歴の一元管理を行うため、システムによるデータベース化を図る。
4. 定期報告対象建築物等については、平成19年4月1日に建築設備について、平成22年4月1日に建築物についてそれぞれ見直しを行ったところであるが、今後もその報告状況や実態を検証し、必要に応じて対象の見直しを検討する。
5. 用途や規模等により重点的な指導が必要と判断される建築物については、防災査察等を活用して適宜立入指導を行う。
6. システムにより報告内容を踏まえた是正必要項目の自動抽出による改善指導文書の作成や改善計画・報告等の登録により、個別物件ごとの履歴管理を行う。
7. 大規模建築物については、社会的な影響が大きく、工事完了後の継続的かつ適切な維持管理が特に必要であるため、個別訪問指導などにより、定期報告の徹底を図る。

## (2) 耐震診断・耐震改修の促進

香川県地域防災計画及び香川県建築物耐震化推進プラン(香川県耐震改修促進計画)を踏まえ、昭和56年の新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断を促進するとともに、耐震性が不十分と判定された建築物の耐震改修を促進する。

## 施策

1. 香川県建築物耐震化推進プランについて、計画中間年度の平成22年度に中間検証を行い、現状耐震化率の把握と共に、必要に応じて施策の見直しを実施する。
2. 個人住宅について、平成23年度から県と市町が連携して実施する補助制度を活用し、耐震診断・耐震改修を促進する。
3. 特定建築物台帳のデータベース化を行い、継続的に耐震化状況の把握と指導を実施する。また、市町や関係部局と連携し、それぞれが所管する特定建築物の耐震化状況の把握と相互の情報交換を継続的に行い、耐震化の促進を図る。
4. 耐震改修計画認定建築物の台帳についてもデータベース化し、一元的に管理を行うことにより、随時耐震化の状況が把握できるようにする。

### (3) 建築物に係るアスベスト対策の推進

アスベスト対策は特に緊急に取り組むべき課題であることから、アスベストを有する建築物に係る既存台帳をデータベース化するとともに、建築物所有者・管理者によるアスベスト改修を促進する。

#### 施策

1. アスベストを有する建築物に係る既存台帳を早期にデータベース化し一元的に管理を行うことにより随時状況把握を行い、未対策の建築物について継続して改善指導を行う。
2. 「香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例」を所管する環境管理課と連携し、引き続き情報交換を行う。
3. 引き続き、市町を含め、アスベストの含有調査及び除去工事に関する支援措置について検討する。

### (4) 既存不適格建築物等への取組み

平成17年の建築基準法改正施行（平成16年6月2日公布「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法の一部を改正する法律」）により、一定の増改築や耐震改修を行う際の一部の基準について、遡及適用の緩和や全体計画認定制度など、既存不適格建築物に関する規制の合理化が行われた。

特定行政庁としては、これらの規定や制度を活用し、既存不適格建築物の改善や建替えの促進に努める。

#### 施策

1. 既存不適格建築物に関する法改正の内容について、引き続き建築士に対する講習会等の機会をとらえ、周知徹底を図る。
2. 法改正の具体的運用にあたっては、運用要領を作成し手続を簡素化することにより、建築確認手続等の円滑化を図ってきたところであるが、今後も必要な見直しを行なう。
3. 全体計画認定制度については、高松市と協力のうえ国のガイドライン等に基づく運用基準を策定したところであり、今後は、この制度を活用し既存不適格建築物の解消に努める。
4. 既存不適格調書を集約し、そのデータベース化を図ることにより、既存不適格建築物の使用状況の把握が可能な体制整備を図る。

### (5) その他既存建築物等への取組み

既存建築物等に関しては、維持管理上の問題による事件・事故等の発生や、耐震化、アスベスト対策、老朽化、バリアフリー化、省エネ対策など、様々な問題が顕在化していることから、段階的に改善を行うなどの長期的な視点とともに、複合的な視点での検討が必要とされ、これに対応する体制の整備が求められている。

## 施策

1. 既存建築物等に関する情報のデータベース化のため、システム構築を行ったところであるが、データの集約を確実にするため、当該施設に関連の許認可・届出部局等との連携を図り、情報収集に努める。
2. 既存建築物の安全性確保等に関する長期的かつ多様な施策の方針としては、(1)～(4)の他、1)老朽危険空家対策、2)バリアフリー対策、3)省エネ・環境対策、4)その他の対策(用途転用、落下物対策等)などがあり、今後も課題別に対応を検討する。
3. ホテルや物販店舗等、不特定多数の者が利用する施設について、消防部局と連携して行う防災査察により、危険状態や違法状態の改善について指導を行う。また、改修に併せて耐震化やバリアフリー、省エネ対策を実施するよう誘導する。

## 6. 事故・災害時の対応

### (1) 事故対応

近年、個室ビデオ店や未届け有料老人ホームでの火災、エレベーターや遊戯施設等の事故が多数発生していることから、事故発生時における迅速かつ適確な対応を図る。

## 施策

1. 事故発生時の初動対応等の迅速化のため、既存建築物等のデータベース化を図る。また、データの集約を確実にするため、当該施設に関連の許認可・届出部局等と横の連携を図り、情報収集の方策を検討する。さらに、類似施設への緊急点検依頼文書の迅速な発出を行うため、システムによる文書作成の自動化を図る。
2. 警察及び消防部局等関係機関との連携を図り、初動対応のフローや相互に提供する情報の項目、改善指導や立入調査などの手法についてマニュアルを策定したところであり、今後も更なる連携に努める。
3. 事故が発生した建築物等について、類似用途の建築物等の台帳を新たに作成し、個別の履歴情報を積み上げていくと共に、事故状況のデータベース化を図り、予防や指導、事故時の対応方策等の参考とする。

### (2) 災害発生時の対応

災害発生時の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の迅速な実施を可能とするため、必要な体制や資機材等の確保を図る必要がある。

## 施策

1. 災害発生時の緊急連絡体制や手順についてマニュアルを作成したところであり、このマニュアルに基づき初動対応の迅速化を図る。

2. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の迅速な実施のため、建築関係団体や全国被災建築物応急危険度判定協議会、被災宅地危険度判定協議会との連携を徹底する。
3. 被災建築物及び被災宅地判定資格者の判定技術向上を図るため、引き続き、判定士への講習会等を実施する。
4. 引き続き判定資機材の確保に努める。また、出先機関と連携し支援機能を分散させたり、市町との協議会により全県において円滑に判定活動が実施できるよう、体制の整備及び充実に努める。

## **7. 消費者に対する積極的な情報提供、普及啓発**

建築基準法に基づく建築確認手続や工事監理者の選定、中間・完了検査や定期報告等の制度が、結果として建築物の安全性や資産価値の担保になることについて、消費者に情報提供を行う。また、建築基準法に基づく指定道路等の情報をより積極的に開示することにより、消費者の利便性の向上を図る。

近年、消費者問題への意識の高まりなどから、建築基準法以外にも建築・住宅に関する消費者のさまざまな要望等が顕在化しており、これらに対し、行政及び建築関係団体で役割を分担しながら応えていく。

### **施策**

1. 消費者に対し、建築基準法の各手続や適切な設計・工事監理の重要性、適正な契約締結等の必要性や契約に関するトラブル防止等について、県のホームページやパンフレットにより、周知啓発に努める。
2. 消費者センター等に寄せられる建築基準法関連トラブルや建築行政に関する意見等に常に注意し、必要な情報提供に努める。
3. 建築や住宅に関する耐震診断・改修、バリアフリー化、省エネルギー対策、住宅の性能評価、建築設計・監理や建築工事に関する紛争、シックハウス問題等、消費者の様々な要望に対し、行政及び建築関係団体で役割を分担しながら相談窓口の充実を図る。

また、特定行政庁は、建築士法第 27 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する（社）香川県建築士事務所協会が行う建築士事務所に対する苦情の解決業務を円滑に実施するため、必要な情報を提供しその活動を支援する。

4. 建築基準法第 93 条の 2 の規定に基づく「香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程」については、平成 19 年 6 月に見直しを行い、建築物の確認検査等の処分の履歴、設計者、工事監理者等の情報開示についての体制を整えたところであり、今後も、閲覧書類のデータベース化を含め、消費者にとってより利便性の高い情報開示及び閲覧方法の検討を行う。
5. 違反や処分情報の開示、指定道路等の情報整備など、建築基準法令遵守を促進するための情報提供について総合的に検討する。

## **8. 業務執行体制の整備**

### (1) 内部組織の執行体制

特定行政庁として、本計画に基づき、将来の業務内容の変化に対応できる柔軟な業務執行体制の整備や審査に係る有資格者の確保を行う。

#### 施策

1. 本計画に掲げた施策の適確な執行や目標の達成のため、柔軟な業務配分や人員配置等が行える業務執行体制の整備を図る。
2. 特に、長期的視点に立った建築基準適合判定資格者の確保については、組織をあげて人材育成に取り組む。

### (2) データベースの整備・活用

適確な建築行政の推進のためには、確認検査等の建築物等に係る情報を適確に把握することが重要である。

建築行政に関する各種の情報をデータベース化し一元管理することにより、様々な施策への迅速かつ柔軟な対応を図る。

#### 施策

1. 本県では、建築行政に関する既存の個別台帳等の情報を一元管理し様々な施策に活用するため、システムを構築したところである。本システムには、確認申請・検査、許可・認定、道路情報、定期報告、事故情報、関連法規（バリアフリー法・耐震改修促進法・省エネ法・福祉のまちづくり条例等）などのデータを登録しており、相互に情報を連携させ検索機能を強化することで、事故発生時の初動対応の迅速化や事務の省力化を図っている。また、今後も、登録データの充実とシステムの利活用の方法について検討を行う。
2. 確認検査については、現在、知事指定確認検査機関とデータを連携させることで、相互の情報共有や事務処理の省力化を図っており、今後も、連携の範囲や方法などについて検討していく。
3. すでに、過去約14万件の建築計画概要書についてデータベース化しており、今後は、既存建築物についての種々の施策の検討に活用する。
4. 現在、建築士、建築士事務所の台帳についてもデータベース化を行っているところであり、リアルタイムでの更新情報の把握や処分情報と違反建築物とをリンクさせるなど、引き続き機能拡張及び整備に努める。

## 第Ⅲ章 課題別施策の重点実施目標

本章において、第Ⅱ章での課題別取り組みやその具体的施策のうち、今後、特に重要かつ計画的に実施すべき施策について、課題別施策の「重点実施目標」として取り組むものとする。

「重点実施目標」については、比較的短期に目標達成すべきものを「短期的目標」、5年程度の期間で目標達成を目指すものを「中期的目標」、継続的に様々な施策を実施することでその効果が期待できるものを「継続的目標」とする。

なお、「短期的目標」及び「中期的目標」の達成状況については、毎翌年度早期に検証を行うとともに、公表することとする。また、目標達成状況を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行う。

### 1) 短期的目標

#### 1. 申請チェックリストの作成[第Ⅱ章 1.(1) 施策3]

##### 【香川県の取り組み】

- ・建築確認申請時の負担を軽減するため、審査指針に対応したチェックリストを作成し、審査項目を明示する。

#### 2. 検査マニュアルの策定[第Ⅱ章 1.(2) 施策4]

##### 【特定行政庁及び指定確認検査機関の取り組み】

- ・工事監理の適正化を図るため、検査申請書第四面についての具体的検査方法の検討を行い、検査マニュアル等を策定する。

#### 3. 工事監理の適正化[第Ⅱ章 2. 施策2、3]

##### 【特定行政庁、建築士会、建築士事務所協会の取り組み】

- ・工事監理の適正化を図るため、(社)香川県建築士会、(社)香川県建築士事務所協会と連携し、建築士や建築士事務所を対象とした講習会を開催する。また、図面や仕様書と工事内容の照合が不十分な工事監理者に対しては、重点的に立入指導を実施する。

#### 4. 指定確認検査機関への指導・監督の徹底[第Ⅱ章 3.(1) 施策1、3]

##### 【特定行政庁の取り組み】

- ・指導監督の徹底を図るため、指定確認検査機関への立入検査を原則として年1回実施し、必要に応じ追加して行う。立入検査は高松市と合同で行う。  
また検査マニュアル及び処分基準の改正・整備を行う。

#### 5. 違反建築物対策[第Ⅱ章 4.(1) 施策1、]

##### 【特定行政庁の取り組み】

- ・違反建築物の改善や防止を図るため、違反建築物対応マニュアルを策定し事務処理の円

滑化を図るとともに、違反建築物パトロールの実施回数を年1回から2回以上とする。

## 6. 建築物等の適切な維持管理の推進[第Ⅱ章 5.(1) 施策3、7]

### 【香川県の取組み】

- ・定期報告物件の督促処理等の業務の自動化及び報告書や報告履歴の一元管理を行うため、システムによるデータベース化を図るとともに、未報告の建築物所有者等に対し個別指導を行う。

## 7. 事故・災害時の対応[第Ⅱ章 6.(1) 施策1、3 (2) 施策3]

### 【香川県の取組み】

- ・事故発生時の初動対応等の迅速化のため、既存特定建築物、エレベーター、遊戯施設のデータベース化を図る。
- ・被災建築物応急危険度判定士への模擬実地訓練を実施する。

## 8. 消費者への積極的な情報提供[第Ⅱ章 7. 施策1、3]

### 【特定行政庁、建築士会、建築士事務所協会の取組み】

- ・消費者に対し、建築確認・検査制度や工事監理の重要性、契約に関するトラブル防止のための適正な契約締結の重要性等について、県のホームページやパンフレットにより周知啓発に努めるとともに、県及び市町の相談窓口の充実を図るため担当職員の知識向上のための研修会を行う。

## 2) 中期的目標

### 1. 完了検査率\*の向上[第Ⅱ章 1.(2) 施策3、7]

#### 【特定行政庁及び指定確認検査機関の取組み】

完了検査は、建築物の建築関係法令への適合性や安全性確保のための最も効果的な方策であることから、平成26年度での完了検査率の目標を次のとおり定める。

年度 (平成)	11年	12年 度実績	13年 度実績	14年 度実績	15年 度実績	16年 度実績	17年 度実績	18年 度実績	19年 度実績
完了 検査率 (%)	30	37%	45%	58%	64%	57%	63%	63%	74%

年度 (平成)	20年 度実績	21年 度実績	26年 度目標
完了 検査率 (%)	80%	86%	90%

**※完了検査率の定義**

$$\left( \begin{array}{l} \text{○年度における} \\ \text{完了検査率} \end{array} \right) = \frac{\text{同年度の検査済証交付件数}}{\text{同年度の確認済証交付件数}}$$

確認済証交付件数、検査済証交付件数については、県下全域の建築物、建築設備、工作物全てを対象とし、計画通知や高松市分、指定確認検査機関分も含む。なお、計画変更に係るものは含まない。

**2. 定期報告率<sup>\*</sup>の向上[第Ⅱ章 5.(1) 施策1、2、5、7]**

**【特定行政庁の取組み】**

定期報告は、既存建築物の安全性確保のための重要な手段であることから、平成24～26年度での定期報告率の目標を次のとおり定める。

年度 (平成)	15 実績	16 実績	17 実績	18 実績	19 実績	20 実績	21 実績	24 目標	25 目標	26 目標
報告率 (1年毎) (%)	36	49	60	64	65	59	59	—	—	75
報告率 (2年毎) (%)	46	—	66	—	72	—	70	—	75	—
報告率 (3年毎) (%)	61	—	—	71	—	—	63	70	—	—

**※報告率の定義**

$$\left( \begin{array}{l} \text{報告率} \end{array} \right) = \frac{\text{定期報告件数}}{\text{定期報告対象件数}}$$

※報告率については、高松市と報告時期や報告対象建築物の用途、規模が一致しないことから県分のみとする。

**3) 継続的目標**

**1. 建築士の水準向上[第Ⅱ章 1.(1) 施策1、2、6、(2) 施策4、2. 施策2～4]**

建築物の安全性の確保のためには、建築基準法及び建築士法等に基づく適切な設計や工事監理が重要であることから、関係機関と連携し建築士の技術水準の向上を図る方策を検討する。

**【特定行政庁、建築士会、建築士事務所協会の取組み】**

- ・ 建築確認手続等についての建築士の理解度の向上

【特定行政庁の取組み】

- ・ 建築士法の規定（契約、業務、重要事項説明、事務所運営等）に関する全般的知識についての周知啓発
- ・ 建築基準法に係る一定の県の運用基準の公開
- ・ 建築基準法についての知識や工事監理技術等が不十分な建築士等への重点的指導

【建築士会、建築士事務所協会の取組み】

- ・ 会員に対する周知・啓発、指導・育成

2. 審査・検査体制及び組織の見直し[第二章 1. (1) 施策7、8. (1) 施策1、2]

【特定行政庁及び指定確認検査機関の取組み】

- ・ 審査・検査担当者の技術水準向上のため、研修体制を整備する。

3. 運用協議・検討体制の整備[第二章 1. (1) 施策4、8、]

【特定行政庁、指定確認検査機関、建築関係団体等の共同の取組み】

- ・ 法制度の運用について協議・検討するシステムを確立する。従来の行政連絡会議において、テーマを絞って重点的に検討し、それに対する成果を出すような取組みを行う。

4. 消費者への建築確認・検査等制度等の周知啓発[第二章 1. (1) 施策2、2. 施策1、7. 施策1～5]

消費者への建築確認・検査、工事監理等の制度の重要性についての周知啓発

【特定行政庁、建築士会、建築士事務所協会の取組み】

- ・ 消費者に対し、関係機関と連携しながら建築確認・検査等制度等の重要性への認識を高めるための具体的方策を検討する。

【特定行政庁としての取組み】

- ・ 建築士法の規定（契約、業務、重要事項説明、事務所運営等）の重要性についての周知啓発

5. システムの活用及びデータベースの整備[第二章 1. (1) 施策7、9、(2) 施策3、3. (2) 施策4、4. (1) 施策4、5. (1) 施策3、6、(2) 施策3、4、(3) 施策1、(4) 施策4、(5) 施策1、6. (1) 施策1、3、8. (2) 施策1～4]

【特定行政庁、指定確認検査機関の取組み】

- ・ システムを活用した迅速な事務処理や、既存台帳等のデータベース化による情報の一元管理、利活用の具体的方策について、引き続き検討を行う。

## 香川県建築物安全安心推進協議会運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、建設省住宅局長通達「建築物安全安心推進計画について」(平成11年8月23日建設省住指発第163号)に基づき設置する香川県建築物安全安心推進協議会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (協議会の構成)

第2条 協議会は次表の行政機関及び関係団体により構成する。

行政機関	関係団体
香川県総務部営繕課	(社)香川県建築士会
香川県危機管理総局危機管理課	(社)香川県建築士事務所協会
香川県土木部土木監理課	(株)香川県建築住宅センター
香川県土木部建築指導課	日本E R I (株)高松支店
香川県土木部住宅課	
高松市都市整備部建築指導課	

### (会議の招集)

第3条 会議の招集は、事務局が行う。

### (会議の公開)

第4条 会議は原則として公開し、その方法は第6条に定める会議録の公開とする。ただし、会議録中に、香川県情報公開条例(平成12年条例第54号)第7条各号のいずれかに該当する部分がある場合には、その部分を公開しないことができる。

### (説明又は意見の聴取)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (会議録の作成)

第6条 協議会の会議については、会議録を作成し次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の機関名及び職氏名
- (3) 協議の経過及び結果の概要
- (4) その他協議会において必要と認める事項

2 会議録は事務局において作成し保管する。

### (事務局)

第7条 協議会の事務局は、香川県土木部建築指導課におく。

### (補則)

第8条 この要領に定める事項のほか、協議会の運営に必要な事項は協議会において定めるものとする。

### 附 則

この要領は平成20年8月28日から施行する。

### 附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。